教私第１０２９号

令和４年４月６日

各私立幼稚園（私学助成により補助を受ける幼稚園）設置者　様

大阪府教育庁私学課長

令和４年度教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）の

交付申請書等**【令和４年５月開始分】**の提出について（通知）

　標記について、下記のとおり事業計画書をご提出いただきますようお願いします。

**注意！！**

・本通知は令和４年**５月**から処遇改善を行う場合の申請方法、書類をお知らせするものです。

・令和４年**４月**までに処遇改善を開始し、既に本交付金に申請された園については、本通知による申請手続きは不要です。

記

１．提出資料

　（１）交付申請書（様式１）※Wordファイルで提出してください。

　（２）総括表

※（２）～（４）は事業計画書のExcelファイルに全てのシートが含まれています。Excelファイルを提出してください。

　（３）交付申請額（上限額）の算定方法について

　（４）賃金改善に係る計画書（令和４年度）

　（５）「チェックリスト」（令和４年度）【申請】

　（６）基準月（令和４年４月）の給与明細

　　　　※PDFファイルで提出してください。必ず、上記の（４）に記載された教職員の全員が含まれるものを提出してください。

２．提出方法

　下記のインターネット申請画面より上記提出資料のデータを提出してください。

　【インターネット申請】[提出用画面はこちら](https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/eas/s/index?tetudukiId=2022040001)　（←Ctrlキーを押しながらクリック）

３．提出期限

　令和４年４月１３日（水）

４．補助事業の概要

　・補助事業の実施期間：令和４年５月～９月（10月以降は経常費補助金により措置）

　・補助率：３／４（法人負担１／４）

　・［「交付申請額（上限額）の算定」により計算した上限額］と、［補助対象経費］とを比較し、小さい方の金額が補助金交付申請額となります。全ての教職員に対して一律、月額9,000円または３％の処遇改善を行う必要はありません。ただし、既存の経常費補助金の処遇改善要素による補助を受けている場合、処遇改善要素において求められている改善率分は、本補助における賃金改善見込額に含めることはできません。（下記の図は概念図です。詳細は事業計画書の様式やＦＡＱを確認してください。）

５．注意事項

　・本事業は私学助成により補助を受ける幼稚園が対象です。

・申請にあたっては、以下の資料の内容を十分にご確認ください。

* 記載例
* ＦＡＱ

・今回、交付申請書を提出するのは、**令和４年５月から**処遇改善を行う園です。令和４年６月以降に処遇改善を行う園については、後日、改めて交付申請書の提出を求めます。

　・令和４年10月以降は経常費補助金により措置する予定です。**補助率が１／２（法人負担１／２）**になります。10月以降も５月以降と同じ賃金改善を維持していただく必要がありますので、ご注意ください。

　・多数の園より質問いただくことが予想されますので、お問合せはメールにて下記のアドレス宛に送付いただくよう、ご協力をお願いします。

大阪府教育庁私学課　幼稚園振興グループ

電　話：06-6210-9273

メール：shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp